

第4次 御嵩町地域福祉計画（案）

パブリックコメント用資料

令和6年3月

目次

第1章 計画の概要

- 1 これまでの経緯と計画策定の背景..... 1
- 2 計画の性格..... 3
- 3 計画の策定手法..... 5

第2章 御嵩町の現状

- 1 人口の現状..... 6
- 2 世帯の状況..... 8
- 3 障がいのある人の状況..... 10
- 4 要支援・要介護認定者の状況..... 11
- 5 生活困窮者の状況..... 12

第3章 第3次計画の評価

- I 取組の進捗状況..... 13
 - 1 分野を超えてつながる..... 13
 - 2 誰もが自分のことのように考え行動する..... 18
 - 3 誰もが安心できるつどいの場をつくる..... 23
 - 4 柔軟なサービスのしくみをつくる..... 25
- II アンケート結果に見る重点課題の評価..... 30

第4章 重点課題

- 1 人づくりに関すること..... 34
- 2 サービスのしくみづくりに関すること..... 34
- 3 地域を支える拠点や支援のしくみづくりに関すること..... 35

第5章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念..... 36
- 2 基本目標..... 37
- 3 施策の展開..... 38

第6章 基本計画

- 1 地域づくりに参加する人づくり..... 39

2	これまでの形にとらわれないサービスのしくみづくり.....	44
3	地域を支える拠点づくり.....	48
4	包括的支援のしくみづくり.....	51

第7章 重層的支援体制整備事業計画

1	重層的支援体制整備事業の実施.....	57
2	重層的支援体制整備事業の推進体制.....	58

第8章 その他関連する計画

1	成年後見制度利用促進基本計画.....	59
2	再犯防止推進計画.....	61

第9章 計画の推進

1	計画の推進体制.....	62
2	計画の進行管理.....	63
3	計画の周知.....	63

※「障がい」「障害」の表記について

本計画の中で当該表記については、「害」という漢字に有する否定的なイメージに配慮し、人権の尊重の理念に基づき、「差別」や「不快」な感情を持つ方々の気持ちを尊重し、加えてノーマライゼーション社会の実現と意識醸成を図ることを基本スタンスとし、法令や法令上の規定、固有名詞などを除き、「障害」を「障がい」と表記することとしています。

第1章 計画の概要

1 これまでの経緯と計画策定の背景

(1) 第4次御嵩町地域福祉計画までの経緯

<地域福祉計画の法定化>

○平成12年6月に社会福祉事業法の大幅な改正が行われ、名称も社会福祉法に改められました。この法律は、社会福祉制度を従来のような限られた者に対する保護・救済にとどまるのではなく、障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが地域で安心した生活が送れるよう自立を支援する制度へ変えていこうとするものです。この中で、地域福祉（地域社会を基盤とした福祉）の推進が明確に位置づけられ、地域福祉計画に関する規定が設けられました。

<第1次計画>

○地域福祉計画の法定化を受けて、御嵩町では第1次の御嵩町地域福祉計画を平成20年度に策定しました。第1次計画は「ふれあい 支えあいによる 安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げ、次の基本目標に沿って施策を進めました。

- ① 町民の地域福祉活動への積極的な参加を図るために
- ② 地域での助け合い、支え合いのしくみをつくるために
- ③ 誰もが利用しやすい保健福祉サービスを充実していくために
- ④ 地域で安心して暮らせるまちづくりのために

<第2次計画>

○平成25年度には、第1次計画が最終年度を迎えたため、町民アンケート、団体ヒアリング、地区懇談会により、重点課題を明確にしながら第2次計画を策定しました。第2次計画では、住民の主体的な取組を行政、社会福祉協議会、事業所などが支援することにより、地域の支え合いが円滑に行われることを目指し、「ともに生き、ともに作る 安心とふれあいのあるまち みたけ」を基本理念として掲げ、次の基本目標に沿って取組を進めました。

- ① 地域を担う人づくり
- ② 地域を支えるふれあいの拠点と連携のしくみづくり
- ③ 地域を見守る支え合いのしくみづくり
- ④ 誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり



<第3次計画>

○平成30年度には、第2次計画が最終年度を迎えたため、町民アンケート、団体ヒアリング、住民懇談会により、重点課題を明確にしながら第3次計画を策定しました。第3次計画では、国が示した地域共生社会のキーワード「我が事・丸ごと地域づくり」の考え方を基に本庁の実情に合った地域づくりを進め、「ともに生き、ともにつくる安心とふれあいのあるまち みたけ」を基本理念に、次の基本目標に沿って取組を進めました。

- ① 分野を超えてつながる
- ② 誰もが自分のことのように考え行動する
- ③ 誰もが安心できるつどいの場をつくる
- ④ 柔軟なサービスのしくみをつくる

(2) 国の動向と第4次計画の策定

<重層的支援体制の構築>

○令和2年、社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

また、第3次計画でも取り入れた「我が事・丸ごと地域づくり」については引き続き地域における住民主体の課題解決と包括的な相談支援体制の2点が示されています。



<第4次御嵩町地域福祉計画の策定>

○第3次計画は令和5年度に最終年度を迎えるため、改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、今回、新たな第4次計画を策定しました。

2 計画の性格

(1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられています。

(2) 計画の法的な根拠等

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。同条で地域福祉の推進に関して定めるべき事項も例示されています。

◎社会福祉法（抄）

[昭和26年法律第45号—最終改正：令和4年法律第76号]

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

また、この計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「地域再犯防止推進計画」を包含させます。

(3) 他計画との関連

この計画は、御嵩町総合計画を上位計画とし、御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、御嵩町障がい者支えあいプラン、御嵩町子ども・子育て支援事業計画など、町の福祉分野の計画との整合性を図りながら推進します。さらに、高齢者、子育て家庭、障がい者をすべて含むものが地域であり、地域福祉という視点からこれらの分野をつなぎ、包み込んだ計画になります。



(4) 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度～令和10年度の5年間とします。

●計画期間

年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
御嵩町地域福祉計画	第3次					第4次				
					見直し					見直し

3 計画の策定手法

(1) 策定体制

地域福祉計画策定には、地域住民はもとより幅広くさまざまな分野からの意見を反映させる必要があります。そこで、福祉関係者、保健・医療関係者、識見を有する者、公募により選出された住民、その他町長が必要と認める者による御嵩町地域福祉計画等策定委員会を設置し、本計画の審議機関としました。

(2) 地域福祉に関する町民アンケートの実施

本計画策定のため、御嵩町民を対象に、福祉に対する意識、地域活動やボランティア活動への参加状況、住んでいる地域の課題などをお聞きするアンケートを実施して、地域についての多様な考え方、ニーズなどを把握しました。

<調査方法、回収結果など>

○調査対象者：町内にお住いの18歳以上の町民1,000人を無作為に抽出

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○調査期間：令和4年10月～11月

○回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000	468	46.8%

第2章 御嵩町の現状

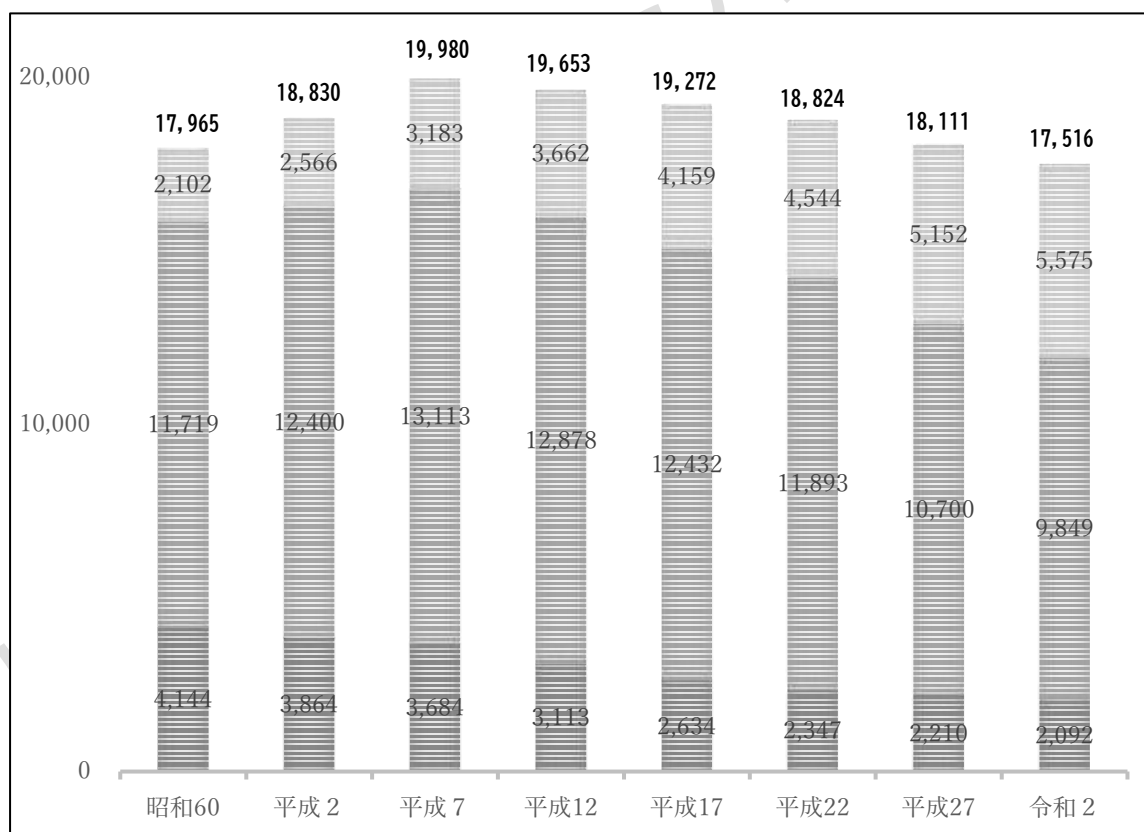
1 人口の現状

(1) 人口の推移

国勢調査によると、本町の総人口は令和2年10月1日現在、17,516人です。昭和60年からの推移をみると、平成7年の19,980人を境に減少に転じています。

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の年齢3区分別にみると、年少人口は減少を続けているのに対し、高齢者人口は大幅に増加を続けています。平成7年までは年少人口が高齢者人口を上回っていましたが、平成12年には逆転し、高齢者人口が年少人口を上回りました。高齢者人口は昭和60年から平成27年の30年間に3,000人以上増加し、約2.5倍となっています。

図表2-1 人口の推移

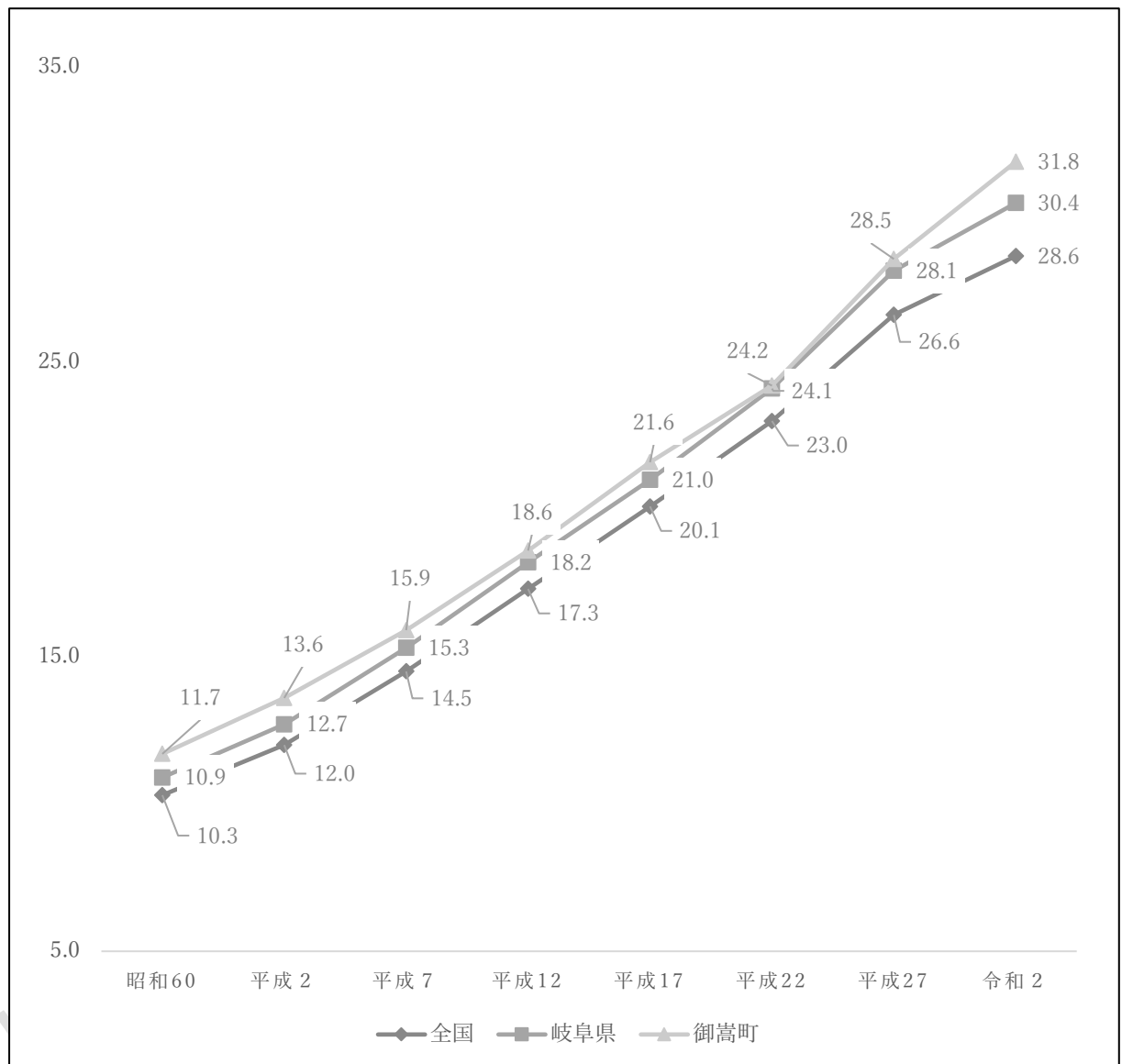


注：国勢調査の総人口には年齢不詳（平成17年は47人、平成22年は40人、平成27年は49人）が含まれます。
資料：国勢調査

(2) 高齢化率の推移

国勢調査にみる本町の高齢化率は、令和2年10月1日現在、31.8%です。全国及び岐阜県と比較すると、全国を3.2ポイント、県を1.4ポイント上回っており、上昇が続いています。

図表2-2 高齢化率の推移



注：高齢化率の算出に用いる総人口には年齢不詳は含まれていません。

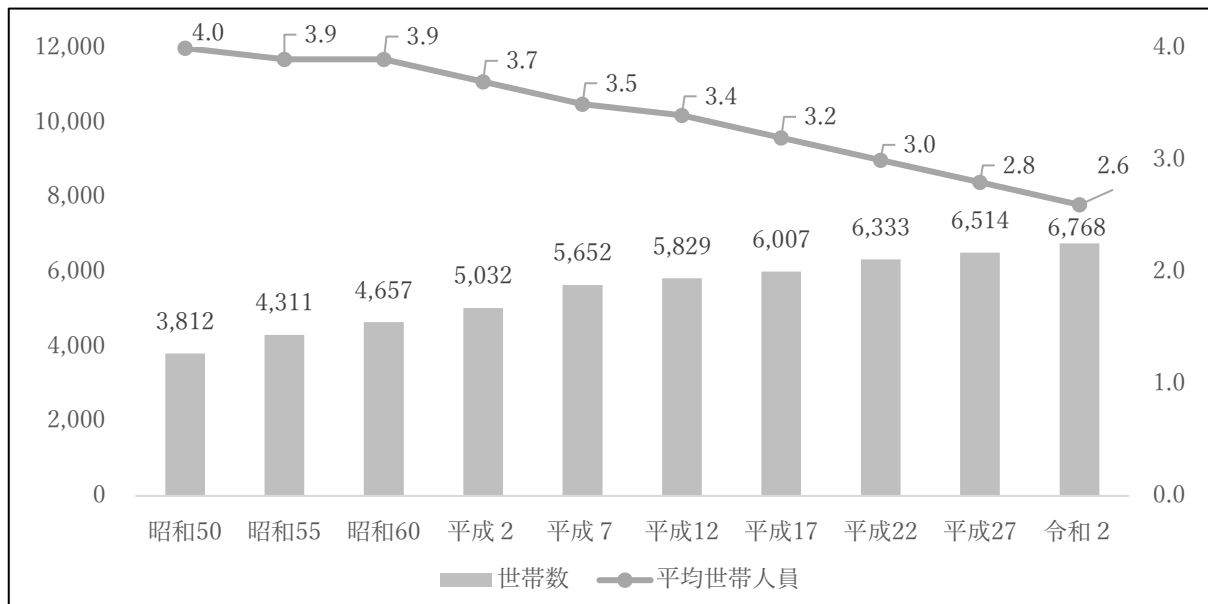
資料：国勢調査

2 世帯の状況

(1) 世帯の推移

世帯数は年々増加しているのに対し、1世帯当たりの人数は年々減少しています。

図表2-3 世帯の推移

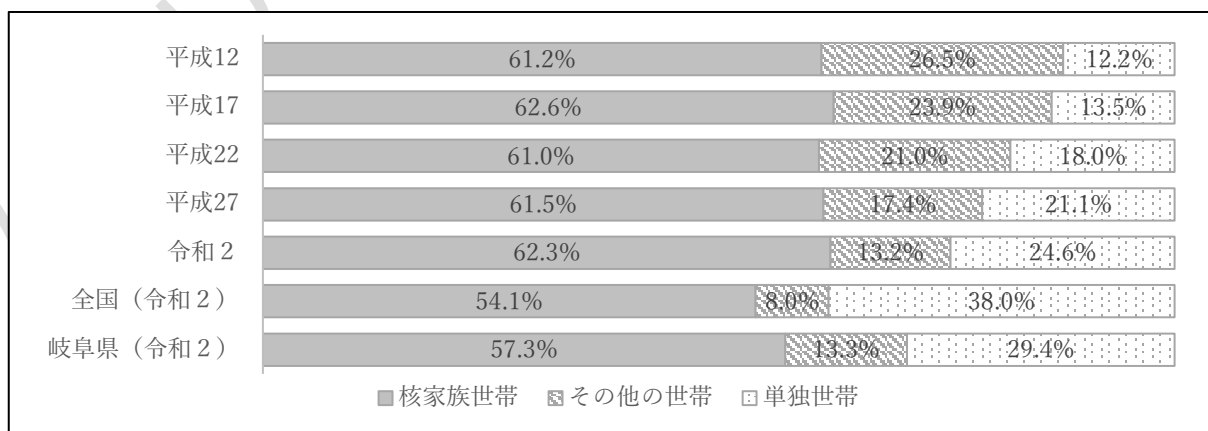


資料：国勢調査

(2) 世帯の家族類型

令和2年の一般世帯の家族類型をみると、核家族世帯が62.3%、その他の世帯が13.2%、単独世帯が24.6%となっています。

図表2-4 世帯の家族類型



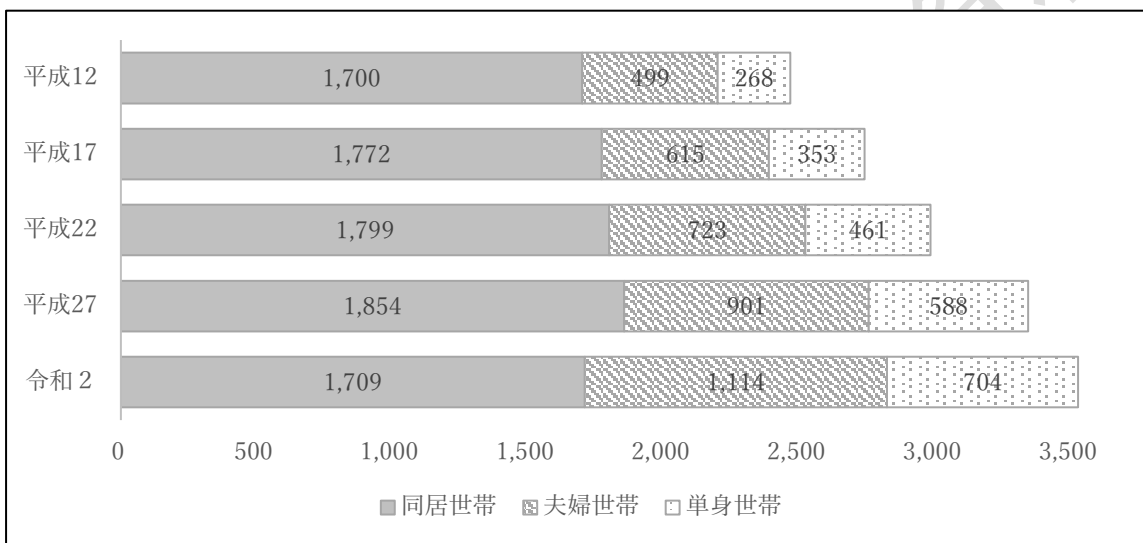
資料：国勢調査

(3) 高齢者のいる世帯の状況

本町の高齢者のいる世帯は、平成27年の国勢調査によると3,343世帯となっており、平成12年から15年間で876世帯増加し約1.4倍となっています。世帯類型別にみると、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）は402世帯増加し約1.8倍、高齢単身世帯は320世帯増加し約2.2倍になっています（図表2-5）。

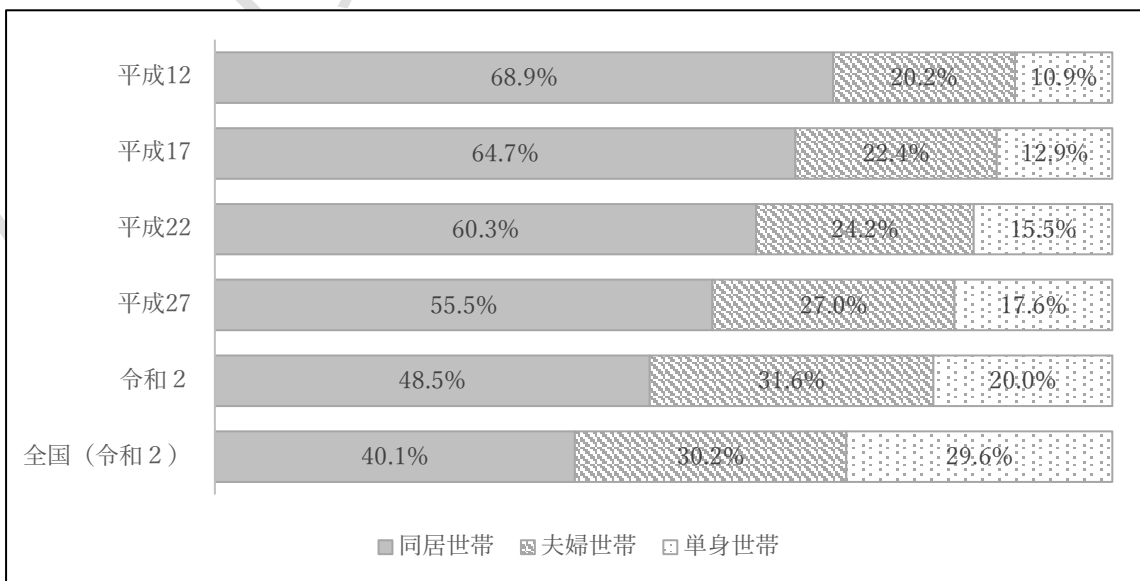
比率で見ると、夫婦世帯及び単身世帯が高くなる一方、高齢者以外の家族との同居世帯は低下しています（図表2-6）。

図表2-5 高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

図表2-6 高齢者のいる世帯の類型割合の推移



資料：国勢調査

3 障がいのある人の状況

(1) 手帳所持者の状況

令和4年3月31日現在、本町には、身体障害者手帳所持者が761人、療育手帳所持者が182人、精神障害者保健福祉手帳所持者が196人で、合わせて障害者手帳を所持している人が1,139人います。

各障がいの種類別または等級別の手帳所持者数は、図表2-12のとおりです。

図表2-7 各手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
身体障害者手帳	882	872	870	833	812	792	785	772	761
療育手帳	150	150	154	162	170	172	178	185	182
精神障害者保健福祉手帳	129	136	153	156	162	176	177	190	196
合 計	1,161	1,158	1,177	1,151	1,144	1,140	1,140	1,147	1,139

資料：福祉課（各年3月31日現在）

図表2-8 区分・等級別の各手帳所持者数

①-1 区分別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計
身体	28	58	7	407	261	761

①-2 等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
身体	214	118	182	169	39	39	761

② 等級別療育手帳所持者数

単位：人

区 分	等 級 別					18歳未満 (再掲)	18歳以上 (再掲)	合 計
	A	A1	A2	B1	B2			
療育	5	26	34	54	63	54	128	182

③ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区 分	1級	2級	3級	合 計
精神	51	127	18	196

資料：福祉課（令和4年3月31日現在）

(2) 難病患者の状況

平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病患者などが加わり、障がい福祉サービス、相談支援などの対象となっています。

また、平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い難病医療費助成制度が実施されています。対象となる疾病（指定難病）は、令和3年11月までに、338疾病が指定されています。

図表2-9 指定難病患者数の推移

単位：人

区分	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
指定難病患者数	118	115	117	91	92	92

資料：可茂地域の公衆衛生（各年3月31日現在）

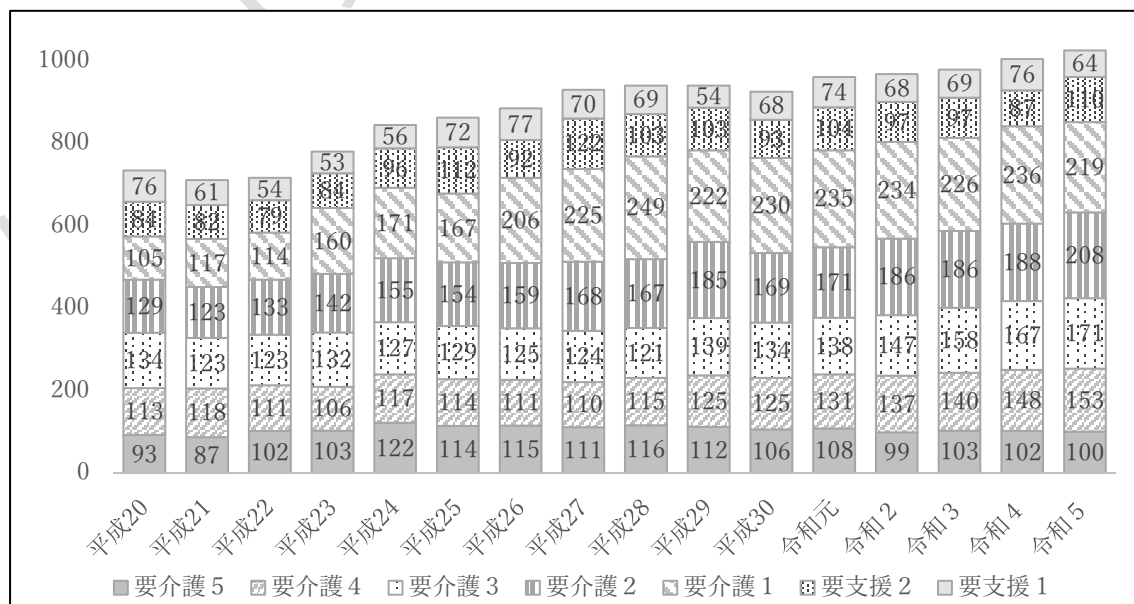
4 要支援・要介護認定者の状況

令和5年9月末現在、要介護・要支援認定者数は1,025人です。平成20年以降の推移をみると、概ね増加傾向にあります。（図表2-10）。

令和5年9月末現在の要介護度別の認定者数と認定率をみると、65歳以上の第1号被保険者の認定者は997人、第1号被保険者の17.0%にあたります。65歳未満の第2号被保険者は28人です。

なお、75歳以上の認定者の割合は29.5%となっています（図表2-11）。

図表2-10 認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

図表2-11 要介護・要支援認定者数

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者 (5,873人)	64人	109人	215人	202人	159人	151人	97人	997人
	1.1%	1.9%	3.8%	2.7%	2.6%	2.2%	1.7%	17.0%
	65～74歳 (2,828人)	6人	21人	20人	20人	11人	14人	7人
	0.2%	0.7%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.2%	3.5%
75歳以上 (3,045人)	58人	88人	195人	182人	148人	135人	90人	898人
	1.9%	2.9%	6.4%	6.0%	4.9%	4.5%	3.0%	29.5%
第2号被保険者	0人	1人	4人	6人	12人	2人	3人	28人
計	64人	110人	219人	208人	171人	153人	100人	1,025人

注：下段は各被保険者数に対する割合

資料：介護保険事業状況報告（令和5年9月末現在）

5 生活困窮者の状況

令和4年3月末現在、生活保護世帯は30世帯（34人）です。平成30年以降、増加傾向にあります。

図表2-12 生活保護世帯数の推移

単位：世帯・人

区 分	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
世帯数	24	24	27	26	30
人 員	29	28	30	32	34

資料：福祉課（各年3月31日現在）

第3章 第3次計画の評価

I 取組の進捗状況

<第3次計画の全体像>

基本理念	重点課題	基本目標
安心とふれあいのあるまち ともに生き、ともにつくる みたけ	■地域共生社会を目指すネットワークづくり	1 分野を超えてつながる
	■地域を支える人づくり	2 誰もが自分のことのように考え行動する
	■地域福祉の拠点づくり	3 誰もが安心できるつどいの場をつくる
	■生活を守る移動のしくみづくり	4 柔軟なサービスのしくみをつくる

☆「基本目標」の実現に向けた<施策の方向性>に基づき令和元年度～令和5年度に実施した取組・成果

1 分野を超えてつながる

<施策の方向性> (1) 包括的なネットワークの構築	① 地域における見守り活動の充実
	② 地域福祉活動ネットワークの構築
	③ 複合的な課題に対する見守りネットワークの構築
	④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
	⑤ 地域福祉関係団体などとの情報共有

① 地域における見守り活動の充実

【社会福祉協議会】

- ・福祉委員等による自主的な見守りのほか、食事サービス事業利用者に弁当配達時の安否確認を含めた見守りを実施しました。

【保険長寿課】

- ・民生委員・児童委員等が、自治会組織と協働し、地域住民と連携して定期的に見守り活動を支援しました。

【社会福祉協議会】

- ・民生委員等の見守りのほか、障がい者基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、配食サービス委託事業者等による見守りを行いました。

② 地域福祉活動ネットワークの構築

【社会福祉協議会】

- ・ふれあいいきいきサロン代表者による交流会を開催し、情報共有や意見交換を行いました。

【保険長寿課】

- ・第1層協議体、各地区の第2層協議体を開催し、地域で活動する人たちと情報を共有しました。

③ 複合的な課題に対する見守りネットワークの構築

【保険長寿課】

- ・御嵩町認知症高齢者等見守りシール交付事業を令和4年9月に新たに開始し、これまでに現在5名の方が利用しています。
- ・高齢者見守りネットワーク「ほっとねっと」の協力機関が、現在304件登録されています。
- ・御嵩町送迎配達店舗ガイド「らくだネット」にて高齢者等交通弱者へ配慮したサービス事業を行っています。

④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【保険長寿課】

- ・地域在宅医療・介護連携推進チームを可児市と協働で設置して、可児市郡の医療・介護・行政関係者で情報共有を図り、連携強化に努めています。

【福祉課】

- ・中濃圏域において基幹相談委託先を6事業所（町内1町外5）、地域生活支援拠点等を29事業所（町内3）確保し、包括的な支援体制の構築を進めています。

⑤ 地域福祉関係団体などとの情報共有

【社会福祉協議会】

- ・ボランティア団体等に活動状況の確認をするとともに情報交換をし、相談に対応するなどの支援をしました。
- ・ボランティア連絡協議会で研修会を行い、スキルアップ及び情報交換を行いました。

【保険長寿課】

- ・主任介護支援専門員連絡会を開催し、ケアマネジメント及び制度改正に伴う情報交換、地域資源の活用に関する情報共有等を行いました。
- ・地域在宅医療・介護連携推進チームを可児市と協働で設置して、可児市郡の医療・介護・行政関係者で情報共有を図り、連携強化に努めています。

＜施策の方向性＞ (2) 地域共生社会の基盤づくり	① 地域共生社会の理念の啓発
	② 共生型サービスの普及
	③ 包括的な相談支援体制の整備

① 地域共生社会の理念の啓発

【社会福祉協議会】

- ・講座や研修、第2層協議体などの開催を通して、啓発を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、開催回数減などの影響も受けました。

【保険長寿課】

- ・地域在宅医療・介護連携推進チームを可児市と協働で設置して、可児市郡の医療・介護・行政関係者で情報共有を図り、連携強化に努めています。

【福祉課】

- ・毎月の町広報紙「ほっとみたけ」に虐待対応ダイヤル「189」を掲載したほか、年1回、1面を使用して「児童虐待防止推進月間」をPRしました。
- ・自殺対策計画等において理念の啓発を行っています。

② 共生型サービスの普及

【保険長寿課】

- ・主任介護支援専門員連絡会を開催し、ケアマネジメント及び制度改正に伴う情報交換、地域資源の活用に関する情報共有等を行いました。
- ・地域ケアリンクにて、町内事業所のケアマネジャーを中心に情報共有や知識取得の機会を設けましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、開催回数減などの影響も受けました。

【福祉課】

- ・障がい者の地域生活の支援を充実させるため、グループホーム運営事業者に対し日中サービス支援型への移行に伴う指導・助言を行いました。

③ 包括的な相談支援体制の整備

【社会福祉協議会・保険長寿課・福祉課】

- ・月例で重層的支援体制整備事業に関する勉強会を実施しました。
- ・生活困窮者支援調整会議において関係機関との情報共有、支援検討を実施しました。

【福祉課】

- ・令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談支援体制の充実を図りました。

＜施策の方向性＞ (3) 防犯・防災対策の推進	① 子どもたちの見守り活動の推進
	② 事故や犯罪から地域を守る活動の推進
	③ 避難行動要支援者対策の推進
	④ 自主防災活動の推進
	⑤ 災害ボランティアへの支援
	⑥ 福祉避難所の整備

① 子どもたちの見守り活動の推進

【総務防災課・学校教育課】

- ・子ども110番の家について、子どもたちに周知するとともに、今後の制度の在り方について警察と協議を進めています。
- ・学校安全サポーターによる登下校の見守り、通学路パトロール等の活動を進めました。
- ・学校安全サポーター会議等により学校間の情報交換に努めました。

【生涯学習課】

- ・あいさつ運動を中心に、青少年健全育成を推進した「おSUN歩あるきたい」については、支援活動という方向にシフトを進めましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、活動自粛などの影響も受けました。

② 事故や犯罪から地域を守る活動の推進

【総務防災課】

- ・毎週火曜日と木曜日の2回、青色回転灯防犯パトロールを実施しているほか、地域

- 安全指導員と共同で防犯パトロールを実施しました。
- ・ 犯罪抑制のため、防災行政無線による定期的な周知・啓発を行いました。
 - ・ 各小学校、各保育園、幼稚園に対して交通安全教室を実施し、交通安全に係る意識の向上を図りました。
 - ・ 防犯灯のLED化に対する防犯灯設置事業への補助を実施しました。

【農林課】

- ・ 治山事業の完了した箇所雨水排水の流末処理の苦情箇所について、保安林の地権者の承諾を得て、対策工事を岐阜県が実施しました。

【建設課】

- ・ 道路の安全管理のため定期的な道路パトロールを実施しました。
- ・ 冠水が心配されるアンダーパスのポンプ施設点検及び修繕や、道路照明灯の予防的な修繕を行いました。

③ 避難行動要支援者対策の推進

【保険長寿課・福祉課】

- ・ ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいのある人の世帯等の災害時要援護者の情報を民生委員の訪問等により収集し、平常時からの見守りや災害時における支援を図るため、自治会ごとの個別支援計画を作成しました。

④ 自主防災活動の推進

【総務防災課】

- ・ 御嵩町防災アカデミーを開催し、防災リーダーや防災士を育成しました。
- ・ 自主防災組織の活動を支援しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、活動自粛などの影響も受けました。

⑤ 災害ボランティアへの支援

【社会福祉協議会】

- ・ 災害ボランティア講座や災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施し住民の方々に災害ボランティアセンターの役割等の周知啓発を行いました。

⑥ 福祉避難所の整備

【保険長寿課・福祉課】

- ・ 災害時における要介護者に対する社会福祉施設での支援体制整備について、4事業者（7施設）との協定を締結しました。
- ・ 可児医師会と災害時における医療救護活動に関する協定書を締結しました。

- ・町災害救急医療マニュアルを策定しました。

＜施策の方向性＞ (4) 生活困窮者支援の推進	① 生活困窮者自立支援の充実
	② 生活困窮者自立支援制度の周知

① 生活困窮者自立支援の充実

【社会福祉協議会・福祉課】

- ・生活困窮者支援調整会議へ参加し、生活困窮者の情報共有と支援方法の検討をしました。
- ・岐阜県社会福祉協議会生活支援・相談センター（中濃・飛騨支所）との連携を行いました。

② 生活困窮者自立支援制度の周知

【保険長寿課・福祉課】

- ・民生委員・児童委員に生活困窮者自立支援制度について説明、相談等があったときに、速やかに支援につなげるよう連携して対応しました。

2 誰もが自分のことのように考え行動する

＜施策の方向性＞ (1) 福祉教育の推進	① 学校における福祉教育の推進
	② 生涯学習における福祉教育の推進
	③ 地域における福祉教育の推進
	④ 企業などの社会参加に関する理解の促進
	⑤ ソーシャル・インクルージョン ¹ 理念の普及

① 学校における福祉教育の推進

【社会福祉協議会】

- ・小学校5年生を対象に福祉体験学習（高齢者疑似体験、白杖アイマスク体験、車椅子体験）を実施しました。
- ・夏休み等を利用した福祉体験学習を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、開催自粛などの影響も受けました。

【学校教育課】

- ・ボランティア活動等を通じて福祉の心を育てました。

¹ ソーシャル・インクルージョン：誰もが社会の中で孤立したり、排除されることなく、その構成員として存在価値と役割を持てる社会を目指すという考え方。

② 生涯学習における福祉教育の推進

【生涯学習課】

- ・親同士のつながりを大切にしながら家庭教育について学ぶ機会として、乳幼児期・幼保期・小・中学校期の3期にわたり「家庭教育学級」を開催しました。

③ 地域における福祉教育の推進

【住民環境課】

- ・福祉に関する広報物や福祉団体の広報紙等について、自治会を通じ住民に配布しました。

【福祉課】

- ・御嵩町赤十字奉仕団の活動を支援しました。当該団体では、訪問活動、献血協力等のできる範囲でボランティア活動を実施しました。

④ 企業などの社会参加に関する理解の促進

【まちづくり課】

- ・商工会と連携し社会的弱者の視点に立った取組を促すよう町内企業等に対し啓発しました。

【福祉課】

- ・中濃圏域において自立支援協議会を通じて障がい者の一般就労に向けた支援を行うとともに、岐阜県が実施する生活困窮者自立支援事業と連携した支援を行いました。

⑤ ソーシャル・インクルージョン 理念の普及

【保険長寿課】

- ・認知症サポーター養成講座を実施しました。これまでに、1,390名受講しています。

【福祉課】

- ・障がい者の社会参加について交通費の助成を実施しました。

<施策の方向性> (2) 地域福祉活動の推進	① あいさつ運動・声掛けの推進
	② 地域活動への参加の促進

① あいさつ運動・声掛けの推進

【学校教育課】

- ・学校安全サポーターを中心に登下校の見守りを行いました。

【生涯学習課】

- ・町青少年育成推進員が、地区推進員の協力を得て、毎月第3日曜日の翌日の月曜日に「御嵩町あいさつ運動」を実施しました。

② 地域活動への参加の促進

【住民環境課】

- ・福祉に関する広報物や福祉団体の広報紙等について、自治会を通じ住民に配布しました。

<施策の方向性> (3) 広報啓発の推進	① 広報・啓発活動の充実
	② 福祉イベントの充実

① 広報・啓発活動の充実

【社会福祉協議会】

- ・地域福祉計画に加え、地域福祉活動計画(社会福祉協議会作成)に基づいた事業の展開をしました。
- ・社協だより、Facebook、Instagram、社会福祉協議会ホームページ等SNSを活用した啓発をしました。
- ・社会福祉協議会出前講座の内容を充実させました。

【福祉課】

- ・地域福祉計画に加え、整合を図りながら第2期子ども・子育て支援事業計画に基づいた事業の展開をしました。
- ・「ほっとみたけ」において各種福祉制度や障がい福祉サービス等の案内、あゆみ館の紹介などを掲載するとともに、相談窓口の案内を行いました。

② 福祉イベントの充実

【社会福祉協議会・保険長寿課・福祉課】

- ・いきいき健康まつりをはじめとした福祉イベントを実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、開催自粛などの影響も受けました。

<施策の方向性> (4) ボランティアの育成	① ボランティア活動参加のきっかけづくり
	② 担い手の育成
	③ 活動場所の確保
	④ 障がいのある人の活躍に対する支援の充実
	⑤ 高齢者の活躍の場の充実

① ボランティア活動参加のきっかけづくり

【社会福祉協議会】

- ・社協だより、Facebook、Instagramにより情報提供をしました。
- ・ボランティア交流会や講座を開催しました。

【保険長寿課】

- ・御嵩町地域支え合い活動助成金と、生活支援コーディネーターについて町広報紙「ほっとみたけ」にて周知しました。

② 担い手の育成

【社会福祉協議会】

- ・ボランティア講座を実施しました。
- ・ボランティア団体の運営についての相談、アドバイス、情報提供を行いました。

③ 活動場所の確保

【社会福祉協議会】

- ・送迎ボランティアや生活支援ボランティアの活躍の場を増やしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、福祉施設のボランティア受け入れ中止などの影響も受けました。

④ 障がいのある人の活躍に対する支援の充実

【まちづくり課】

- ・国、県及び関係機関より配布される啓発チラシやポスターを役場庁舎や商工会、町内企業へ配布し啓発しました。

【福祉課】

- ・障がい者の就労について、相談支援事業所と協力して企業への訪問や本人の就労支援を実施しました。

⑤ 高齢者の活躍の場の充実

【まちづくり課】

- ・観光ボランティアガイド「偲歴会」が行う団体活動について、ボランティアポイント事業の対象として取組を行い、観光分野での活躍を推進しました。

【住民環境課】

- ・地域の環境美化としてポイ捨てごみを拾うボランティアに対し、ごみを入れるボランティア袋の配布やごみの量が多い時は連絡をもらい、ごみ収集を行うなど、ボランティアの補助を行いました。

【保険長寿課】

- ・高齢者の雇用の場を提供するシルバー人材センターの運営を支援しました。
- ・介護予防事業である筋力トレーニング教室において、高齢者を中心としたボランティア活動の活性化、自主事業の仕組みの育成に努めました。
- ・ボランティアポイント制度を実施し、高齢者の生きがい活動の支援を行いましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、活動自粛などの影響も受けました。

【建設課】

- ・町道の清掃や草刈りを実施していただける地域団体を「ロードサポーター」として認定し、地域環境保全活動につながる取組をしました。

【生涯学習課】

- ・各公民館が発行する「公民館だより」で、公民館講座の講師や公民館活動で活躍した団体や個人を紹介しました。
- ・成人講座の講師に、地元の指導者や団体の協力を求めました。

3 誰もが安心できるつどいの場をつくる

<施策の方向性> (1) 交流活動による地域への関心の向上	① 分け隔てない交流の推進
	② 地域福祉活動を通じた交流の推進
	③ 地域行事を通じた交流の推進
	④ 地域の文化・伝統を伝えるための活動の促進

① 分け隔てない交流の推進

【まちづくり課・福祉課】

- ・わいわい館の喫茶コーナーの運営を障がい者福祉施設が行い、地域や観光客等との交流を行いました。
- ・ぽっぽかんにおいて、ボランティア団体によるサロンを運営し、子育て世帯を中心とした世代間交流を行いました。

【学校教育課】

- ・放課後子ども教室等により、世代間交流を行いましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、社会福祉施設の訪問の自粛などの影響も受けました。

② 地域福祉活動を通じた交流の推進

【保険長寿課】

- ・御嵩町地域支え合い活動助成金と、生活支援コーディネーターについて町広報紙「ほっとみたけ」にて周知しました。

【福祉課】

- ・保健師の赤ちゃん訪問時にファミリー・サポート・センターの無料券を配布し、ファミリー・サポート・センター事業を通じた交流を進めました。

③ 地域行事を通じた交流の推進

【生涯学習課】

- ・公民館行事として、夏祭りや文化祭、運動会、その他地域の特色をいかした各種講座を実施し地域交流を推進していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、開催自粛などの影響も受けました。

④ 地域の文化・伝統を伝えるための活動の促進

【保険長寿課】

- ・高齢者いきがい活動センター、伏見にこここ館などにおいて、小学校児童の施設見学に対応し、高齢者と子ども達との交流を促進しました。

【生涯学習課】

- ・上之郷公民館の「エコパン作り」「寄せ植え体験」、御嵩公民館の「田んぼの学校」「地域防災講座」、中公民館の「やさい塾」「花もち作り」など地域の特色を活用し、地域の人材の協力を受け、地域子ども教室を実施しました。

<施策の方向性>	① 既存施設を活用した交流の拠点づくり
(2) 地域福祉の拠点づくりの推進	② 空き家を活用した福祉の拠点づくり
	③ 相談・情報の拠点づくり

① 既存施設を活用した交流の拠点づくり

【まちづくり課・保険長寿課・福祉課】

- ・ぽっぽかんで運営するサロンには、ぽっぽかん利用者だけでなく、地域住民も利用できる交流の場としました。
- ・あゆみ館で常設喫茶コーナー、わいわい館でも喫茶コーナーを運営して施設利用者との交流の場としました。
- ・高齢者いきがい活動支援センター（ふらっとハウス、あっと訪夢）に指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した交流の拠点づくりをしました。

② 空き家を活用した福祉の拠点づくり

【企画課】

- ・空き家バンクへの物件登録を推進するため、固定資産税納税通知書封筒に広告を掲載し、空き家バンク登録を促しました。これまで92件の登録があります。

③ 相談・情報の拠点づくり

【社会福祉協議会】

- ・町から委託を受け、障がい者基幹相談支援センターを開設し、身近な相談支援拠点として運営しました。
- ・町から委託を受け、生活支援コーディネーター事業を実施し、相談支援拠点として運営しました。

4 柔軟なサービスのしくみをつくる

<施策の方向性> (1) 相談支援の充実	① 相談窓口の周知
	② 相談支援体制の充実
	③ 身近な相談体制の充実
	④ 地域のニーズを把握するしくみづくり

① 相談窓口の周知

【社会福祉協議会】

- ・社協だよりやホームページ、Facebook、Instagramを通じて周知しました。

【保険長寿課】

- ・地域包括支援センターをはじめ各種行政機関の相談窓口について、町ホームページなどで周知するとともに、民生委員・児童委員など福祉関係者を介して地域住民へ周知しました。

【福祉課】

- ・町広報紙「ほっとみたけ」や町ホームページ、パンフレットなどにより相談窓口を周知しました。また、障がい者相談等の相談日をみたけカレンダーにも掲載しました。
- ・ぼっぼかんで子育て相談、保育園開放日に合わせた巡回相談を実施しました。町広報紙「ほっとみたけ」に専用の欄を設け、毎月掲載を行い周知しました。
- ・いきいき健康相談を開催し、健康や子育てなどの各種相談を受けました。
- ・町広報紙「ほっとみたけ」の保健センターだよりへの掲載や防災無線で放送を行い周知しました。

② 相談支援体制の充実

【住民環境課・保険長寿課・福祉課】

- ・相談内容に応じて、必要な支援につなげるよう関係する部署と連携を図りながらケース対応を行いました。
- ・地域包括支援センターの相談員など、相談を受け付ける職員に対する研修参加の機会を確保しました。

【福祉課】

- ・中濃圏域の5事業所、可茂学園及び社会福祉協議会と委託契約を締結し、相談支援、基幹相談を実施し、相談支援の強化を図りました。

③ 身近な相談体制の充実

【保険長寿課】

- ・民生委員・児童委員による、地域住民と連携した見守り活動を支援しました。

【福祉課】

- ・生活困窮に関する相談を内容に応じて、県社会福祉協議会の生活困窮支援や生活保護につなげました。
- ・障がいに関する相談を内容に応じて、社会福祉協議会や可茂学園の協力を得る体制を整えました。

④ 地域のニーズを把握するしくみづくり

【住民環境課】

- ・受け付けた要望を必要な支援が迅速に講じられるよう、適切な担当課につなぎました。

【保険長寿課】

- ・民生委員・児童委員協議会定例会、協議体会議、生活支援コーディネーター等を通じて意見交換、情報共有を行いました。

＜施策の方向性＞ (2) 情報提供の充実	① 福祉サービスなどに関する情報提供の充実
	② 人を介した情報提供のしくみづくり
	③ 誰でもさまざまな情報が手に入るしくみづくり

① 福祉サービスなどに関する情報提供の充実

【社会福祉協議会】

- ・社協だよりだけでなく、ホームページ、Facebook、Instagramを開設し、福祉サービスなどの情報提供を行いました。
- ・福祉懇談会を実施し、地域の困りごとなどを把握するとともに、今ある福祉サービスなどの情報提供を行いました。

【保険長寿課・福祉課】

- ・町広報紙「ほっとみたけ」やホームページ、パンフレットなどにより周知しました。
- ・障がい者手帳交付時に、岐阜県障がい者福祉の手引きを配布しサービスの情報提供をしました。
- ・ぼっぼ母べえによるふれあいサロンの開催を支援しました。

- ・巡回相談について町広報紙「ほっとみたけ」で周知しました。

② 人を介した情報提供のしくみづくり

【社会福祉協議会】

- ・支部社会福祉協議会や福祉委員、ボランティアなどを通じて要援護者を含む地域住民に情報提供を実施しました。

【保険長寿課・高齢福祉係】

- ・民生委員・児童委員による訪問、高齢者生きがい活動センターの行事や地域でのサロン活動などにおいて情報提供を行いました。

③ 誰でもさまざまな情報が手に入るしくみづくり

【社会福祉協議会】

- ・ボランティア団体である手話サークルみたけの活動支援をしました。

【福祉課】

- ・可児市と合同で手話奉仕員養成講座を開催しました。

<施策の方向性> (3) 福祉サービスや支援の確保	① ニーズに応じたサービスの検討
	② 地域で行う子育て支援
	③ 誰もが利用しやすい移動手段の検討
	④ 認知症サポーターの要請と活用
	⑤ 権利を守るしくみづくり
	⑥ サービスを評価するしくみづくり
	⑦ 住民主体の活動に対する支援の充実

① ニーズに応じた柔軟なサービスの検討

【社会福祉協議会】

- ・ひとり暮らし高齢者や障がい者の方に対して生活支援を行う「ちょこっと支え合い活動サポーター」の活動支援をしました。
- ・ご近所さんによる「ごみ出しボランティア」登録者を募集しました。

【保険長寿課】

- ・集いの場運営やごみ出しを行うボランティア団体の活動を支援するため、御嵩町地域支え合い活動助成金を支給しました。

【福祉課】

- ・常時電源を必要とする機器を装着した方のために、令和4年度に要電源重度障がい者災害時等非常用電源整備費に対する助成制度を創設しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により育児相談を控える傾向にあることから、安心して子育てをしてもらうため、令和2年度より子育て世代への訪問相談等支援強化事業を実施しました。

② 地域で行う子育て支援

【福祉課】

- ・ファミリー・サポート・センター事業を実施しました。事業実施に当たっては、保健師の赤ちゃん訪問時に配布した無料券が活用されました。

③ 誰もが利用しやすい移動手段の検討

【社会福祉協議会】

- ・車椅子利用者の外出支援の一環として、福祉車両の貸出事業を実施しました。

【企画課】

- ・令和3年度にふれあいバスのルート変更を行い、利便性を向上させました。
- ・ふれあいバス車両に低床仕様のユニバーサルデザインを採用しました。

【保険長寿課】

- ・車による移動が困難な方対象に送迎付き「買物リハビリテーション事業」を実施しました。

【福祉課】

- ・介護用自動車の改造・購入助成事業を実施しました。

④ 認知症サポーターの要請と活用

【保険長寿課】

- ・認知症サポーター養成講座を実施しました。
- ・認知症ケア啓発映画会を開催しました。

⑤ 権利を守るしくみづくり

【保険長寿課・福祉課】

- ・御嵩町権利擁護センターを設置するとともに、可茂圏域権利擁護支援推進協議会において広域的なバックアップ体制を整備しました。
- ・成年後見制度の中核機関を開設し、成年後見制度について、周知と相談を行いました。

- ・障がい者虐待の情報に対し、一般相談支援を委託している可茂学園、基幹相談支援センターを委託している社会福祉協議会と連携を図り、早期対応ができる体制を整備しました。
- ・御嵩町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会において構成機関との情報交換を密にして、早期対応及び適切な支援に努めました。

⑥ サービスを評価するしくみづくり

【保険長寿課】

- ・福祉オンブズパーソン制度による、サービス等を評価する仕組みを構築しました。
- ・地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護）においては、外部評価を導入しました。

⑦ 住民主体の活動に対する支援の充実

【社会福祉協議会】

- ・生活支援コーディネーターやボランティアコーディネーターによる相談支援を行いました。
- ・地域の困りごとや課題、あったらいいなと思う支え合いなどを話し合う第2層協議体を開催しました。

【住民環境課】

- ・住民の相談窓口として、福祉に関する相談を受け付けた際は、担当部署につなぎ、適切な相談支援につなげました。

Ⅱ アンケート結果に見る重点課題の評価

課題1 地域共生社会を目指すネットワークづくり

地域には様々な困りごとを抱えた人がいる中で、専門職による迅速で的確なコーディネートと地域住民をはじめ地域のネットワーク強化が求められる中、誰もが地域の担い手として地域共生社会を目指してきました。

「あなたの住んでいる地域で、問題や困りごとが生じた場合、あなたはどのような方法で解決するのがよいと思いますか。」との問いについて、行政に解決を求めたいとの回答が46.8%と最も多く、前回比+4.2ポイントの増加となりましたが、住民同士で協力して解決したいとの回答も36.1%あり、地域の担い手は少なからずおられることがわかりました。

▶設問「あなたの住んでいる地域で、問題や困りごとが生じた場合、あなたはどのような方法で解決するのがよいと思いますか。」

	平成30	令和4	変 化
自分たちの生活に関わることから、住民同士で協力して解決したい	37.6%	36.1%	-1.5ポイント
地域のことに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せておきたい	9.7%	8.3%	-1.4ポイント
行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい	42.6%	46.8%	+4.2ポイント
その他	4.1%	3.0%	-1.1ポイント
無回答	6.0%	5.8%	-0.2ポイント

課題2 地域を支える人づくり

地域を支える人材や人と人とのつながりなどを心配する意見に対して、世代を超えて誰もが地域福祉活動に参加できるしくみづくりの整備と魅力ある地域づくりの推進を重点課題として取り組んできました。

第3次計画策定時に実施した町民アンケート（平成30年）と令和4年の町民アンケートの結果を比較すると、この課題の必要性の根拠とした設問「あなたの住んでいる地域には、どのような課題や問題があると感じていますか」（複数回答）に「少子高齢化により、地域の担い手・後継者が不足している」と回答した人の割合は、0.2ポイント増の37.0%で、複数設問中、最も多くの方が課題や問題と感じていることが分かりました。

また、「ボランティア活動をしていますか」との設問に対しては「活動している」又は「今後活動したい」という肯定的な回答が減少しました。

- ▶設問「あなたの住んでいる地域には、どのような課題や問題があると感じていますか」（複数回答）に「少子高齢化により、地域の担い手・後継者が不足している」と回答した人の割合

平成30	令和4	変化
36.8%	37.0%	+0.2ポイント

- ▶設問「ボランティア活動をしていますか」

	平成30	令和4	変化
活動している	12.5%	10.9%	-1.6ポイント
現在は活動していないが、過去に活動したことがある	14.1%	19.9%	+5.8ポイント
活動したことはないが、今後活動したい	19.3%	17.7%	-1.6ポイント
活動したことはなく、今後も活動したいとは思わない	48.0%	46.8%	-1.2ポイント
無回答	6.2%	4.7%	-1.5ポイント

課題3 地域福祉の拠点づくり

第2次計画では、アンケート結果により、近所付き合いの程度が年々希薄になってきていることを受けて、「地域における集いの場」を重点目標の一つに掲げました。第3次計画でも「地域福祉の拠点づくり」を掲げ、引き続き地域住民同士の相互理解を進めてきました。新型コロナウイルス感染症対策として、人との接触機会が制限された期間もあることから一概に取組不足であったと判断することは難しいですが、令和4年のアンケート結果をみると、近所付き合いの程度はさらに希薄になってきています。

▶設問「近所の人とは、どの程度付き合いをしていますか」

	平成30	令和4	変 化
日頃から助け合っている	13.8%	12.8%	-1.0ポイント
気の合った人とは親しくしている	27.9%	20.5%	-7.4ポイント
顔が合えばあいさつはする	50.1%	53.8%	+3.7ポイント
ほとんどつきあわない	5.5%	6.6%	+1.1ポイント
近所にどんな人が住んでいるか分からない	1.5%	1.7%	+0.2ポイント
その他	-	0.6%	+0.6ポイント
無回答	1.3%	3.8%	+2.5ポイント

課題4 生活を守る移動のしくみづくり

第3次計画策定時に実施した町民アンケート（平成30年）における、地域の問題や課題で最も多くの方が問題と捉えていた「移動・交通の利便性が低い」ことについて、単なる移動手段ではなく、買い物をはじめ生活上の支援として効果的かつ効率的な方法を検討してきましたが、令和4年のアンケートにおいても35.9%の方が問題と捉えていると回答されました。前回アンケートより1.5ポイント減と僅かながらに結果は向上しましたが、まだまだ取り組んでいく課題は多いことが分かりました。

▶設問「あなたの住んでいる地域には、どのような課題や問題があると感じていますか」（複数回答）に「移動・交通の利便性が低い」と回答した人の割合

	平成30	令和4	変 化
全 体	37.4%	35.9%	-1.5ポイント

第4章 重点課題

町民アンケートの結果など、本町における地域福祉の課題について、これまでの取組ではできなかったこと、引き続き重点的に取り組まなければならないことに加え、新たな課題なども明らかになってきました。

▶設問「あなたの住んでいる地域には、どのような問題や課題があると感じていますか。」（複数回答）

地域の人たちのつきあいが希薄になっている	23.7%	③
少子高齢化により、地域の担い手・後継者が不足している	37.0%	①
子どもと高齢者など世代間の交流が少ない	6.6%	
地域の文化が失われつつある	5.1%	
地域の子育て機能が低下している	2.1%	
公園など子どもの遊び場が少ない	20.9%	
学校と地域の連携が取れていない	0.9%	
障がい者の自立支援が十分でない	3.4%	
高齢者のみの世帯などが孤立化している	15.0%	
家庭の介護力が低下している	4.3%	
高齢者の生きがいづくりの場が少ない	8.3%	
医療の体制が十分でない	13.9%	
健康づくりの場や機会が少ない	6.4%	
地域の人たちの環境美化に対する意識が低い	6.6%	
移動・交通の利便性が低い	35.9%	②
地震や災害に対する備えが十分でない	14.3%	
その他	3.0%	
特にない	6.0%	
無回答	5.6%	

▶設問「あなたの住んでいる地域で、問題や困りごとが生じた場合、あなたはどのような方法で解決するのがよいと思いますか。」（再掲）

自分たちの生活に関わることから、住民同士で協力して解決したい	36.1%
地域のことに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せておきたい	8.3%
行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい	46.8%
その他	3.0%
無回答	5.8%

住民を中心として、行政、福祉事業者など様々な機関、組織が、これらの課題を共有して、それぞれの持てる力を最大限発揮して、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。アンケート結果を踏まえ次のとおり重点課題を定めました。

1 人づくりに関すること

町民アンケートの結果、最も多くの方が「少子高齢化による担い手、後継者不足」を問題や課題と捉えています。

多くの方は、行政による解決を期待している中、住民主体で解決すべきと考える方も同程度あることが分かりました。地域の担い手となる住民を増やしていくため、住民の誰もが地域のことを他人ごとではなく「我が事」として捉えてもらうようにしなければなりません。そのためには、世代に関わらず地域活動に参加できる環境を整え、魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。

2 サービスのしくみづくりに関すること

アンケート結果では、「移動・交通の利便性が低い」など駅やバス停までの移動が困難な方や運転免許証を返納した方など日常の移動に不便を感じている方が多くみられました。また、制度の狭間で移動に困難を感じている方もおられることから、ニーズの把握に努め、効率的かつ効果的な方法を検討していく必要があります。このような方策は移動の問題に限らず、福祉サービス全般で考えていく必要もあります。

3 地域を支える拠点や支援のしくみづくりに関すること

アンケート結果では、「地域の人たちのつきあいが希薄になっている」など地域・家族・雇用や日常の様々な場面における人々のつながりの変化から、人と人とのつながりが希薄化していると感じている方が多いことが分かりました。このような状況の中、求められていることは、誰もが気軽に利用できる集いの場、世代を超えた交流の場といった多くの方が利用できる福祉の拠点を整備していく必要があります。

パブリックコメント用資料

第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

ともに生き、ともにつくる
安心とふれあいのあるまち みたけ

本計画では、前計画の基本理念を継承し、行政や社会福祉協議会、サービス提供事業者だけでなく、住民や地域活動団体、ボランティアなど多様な主体が協働し、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。

そのためには、個人や家族で生活課題を考え対応する「自助」、隣近所、地域活動・ボランティアなどによって地域で組織的に支え合う「共助」、行政などが行う公的支援や福祉サービスを提供する「公助」の連携・協働によって様々な生活課題を解決していくことが必要です。これは、第3次計画で掲げた理念と合致することから、本計画においても引き続き、「ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまち みたけ」を基本理念とします。

2 基本目標

重点課題を解決し、「ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまち みたけ」を実現するために、次の基本目標に基づき地域福祉を推進していきます。

(1) 地域づくりに参加する人づくり

人口減少や少子高齢化により地域の担い手が減少し、人と人とのつながりが薄れつつあるため地域における支え合いの機能の低下が懸念されます。これらを食い止めるためには、誰もが地域に愛着を感じ、同じ地域に暮らす他の人のことを自分のことのように考え、行動するしくみづくりを進めます。

あいさつや声かけなどの地域の関係づくりからはじめて、時間をかけながら、みんなが他人事とは思わず、ともに地域を形成する一員であるという意識を高めます。

(2) これまでの形にとらわれないサービスのしくみづくり

福祉のサービスは必要な人に適切なサービスを提供することが重要です。本町の避けられない課題として、移動と外出支援があげられます。包括的なサービスや住民によるサービスの提供など、柔軟なサービスのしくみづくりを推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(3) 地域を支える拠点づくり

年齢、性別、障がいの有無などに関わりなく、誰もが安心できるつどいの場があることにより、住民同士がつながり、困りごとの早期発見や解決策の話し合いなど、地域での活動が活発になります。

誰もが気軽に利用し、相談し、情報を得ることができる場や交流の拠点を整えていきます。

(4) 包括的支援のしくみづくり

地域の課題や困りごとは複雑化し、現行の制度だけでは対応しきれない場合も少なくありません。福祉の分野だけでなく、就労や法律などさまざまな分野が連携し解決にあたる必要があります。また、地域住民による気づきを支援につなげることも重要です。

障がいがあっても、認知症があっても、生活に困っていても、いろいろな問題が重なっていても、組織や専門分野を超えてつながり、包括的な支援ができるネットワークづくりを進めます。

3 施策の展開

基本理念	重点課題	基本目標	施策の方向性
<p>ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまち みたけ</p>	<p>○人づくりに関すること</p>	<p>1 地域づくりに参加する人づくり</p>	<p>(1)福祉教育の推進 (2)地域福祉活動の推進 (3)広報啓発の推進 (4)ボランティアの育成</p>
	<p>○サービスのしくみづくりに関すること</p>	<p>2 これまでの形にとられないサービスのしくみづくり</p>	<p>(1)相談支援の充実 (2)情報提供の充実 (3)福祉サービスや支援の確保</p>
	<p>○地域を支える拠点や支援のしくみづくりに関すること</p>	<p>3 地域を支える拠点づくり</p>	<p>(1)交流活動による地域への関心の向上 (2)地域福祉の拠点づくりの推進</p>
	<p>○地域を支える拠点や支援のしくみづくりに関すること</p>	<p>4 包括的支援のしくみづくり</p>	<p>(1)包括的なネットワークの構築 (2)地域共生社会の基盤づくり (3)防犯・防災対策の推進 (4)生活困窮者支援の推進</p>

第6章 基本計画

1 地域づくりに参加する人づくり

施策の方向性	行政の取組
(1) 福祉教育の推進	① 学校における福祉教育の推進
	② 生涯学習における福祉教育の推進
	③ 地域における福祉教育の推進
	④ 企業などの社会参加に関する理解の促進
	⑤ ソーシャル・インクルージョン理念の普及
(2) 地域福祉活動の推進	① あいさつ運動・声かけの推進
	② 地域活動への参加の促進
(3) 広報啓発の推進	① 広報・啓発活動の充実
	② 福祉イベントの充実
(4) ボランティアの育成	① ボランティア活動参加のきっかけづくり
	② 担い手の育成
	③ 活動場所の確保
	④ 障がいのある人の活躍に対する支援の充実
	⑤ 高齢者の活躍の場の充実

(1) 福祉教育の推進

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・身近な福祉について関心を持ち、正しい知識の習得、福祉への理解のため、積極的にボランティアや講座に参加します。特に、子どもたちは、地域住民や保護者とともに福祉を学び、ともに考え、ともに思いやりの心を養います。
- ・地域福祉活動などの実施の際には、地元企業などに積極的に参加を促し、より住みやすい地域を協働で築けるよう努めます。

行政の取組

① 学校における福祉教育の推進
・小中学校の総合的な学習やボランティア活動において、関係機関と連携を図り、介護体験や乳幼児とのふれあい体験などの活動を通して交流することで、児童生徒の思いやりの心を育みます。
② 生涯学習における福祉教育の推進
・生涯学習において、身近な福祉に関する講座を開催し、福祉に関する知識の普及と高齢者や障がいのある人、困りごとのある人への理解啓発に努めます。
③ 地域における福祉教育の推進
・自治会、御嵩町赤十字奉仕団など、地域の中で強いつながりを持つ組織の研修を通じて福祉教育を進め、地域での見守りなどにつなげます。
④ 企業などの社会参加に関する理解の促進
・地域の企業や商工会など関係機関と協力して、子育て支援、生活困窮者支援への協力、障がいのある人の就労支援や社会的配慮、バリアフリー化の推進に関し、企業などの社会参加についての理解の促進を図ります。
⑤ ソーシャル・インクルージョン理念の普及
・誰もが地域の中で孤立したり、排除されたりすることなく、社会の一員として役割を持てる社会を目指すというソーシャル・インクルージョン理念の普及に努め、誰もが御嵩町の住民として認められ、社会に参加して暮らすことができるまちづくりを推進します。

(2) 地域福祉活動の推進

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、自治会活動に積極的に参加し、地域での役割を担います。そのために、地域の中であいさつを交わし、互いに顔が見えるつきあいを通じて、地域福祉活動の活性化につなげます。自治会や地域活動に参加していない人に対しては、活動のやりがいや楽しさなどを積極的にPRし、理解と協力を促します。

行政の取組

① あいさつ運動・声かけの推進

- ・地域交流の基本となるあいさつ運動を推進し、地域で支え合いを促進します。

② 地域活動への参加の促進

- ・自治会、御嵩町赤十字奉仕団などの地域活動を行う組織は、地域を支える貴重な社会資源であり、地域福祉を推進するためには必要不可欠なものです。活動内容の周知や理解啓発を通して、参加を促します。

(3) 広報啓発の推進

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、福祉セミナーや講座などに積極的に参加し、地域の現状や活動への理解を深め、地域福祉活動を活性化します。また、住民同士の口コミなどによって情報を拡散し、支援を必要とする人に必要な情報が伝わるように地域のつながりを強くします。
- ・社会福祉協議会は、ホームページや「社協だより」などを通して地域福祉の必要性、地域福祉活動の状況などを伝え、福祉意識を高めていきます。

行政の取組

① 広報・啓発活動の充実
<ul style="list-style-type: none">・町広報紙「ほっとみたけ」、町ホームページ・SNS、ケーブルテレビなどを通して地域福祉の必要性や活動拠点、活動状況などを伝えるとともに、高齢者や障がいのある人、育児中の保護者、生活に困っている人など、困難を抱えた人への理解を促し、福祉意識を高めていきます。・地域福祉計画の周知に努め、住民が地域福祉活動に積極的に取り組む意識の醸成を図ります。
② 福祉イベントの充実
<ul style="list-style-type: none">・福祉まつりなどイベント等での福祉のPRや、住民の地域福祉活動への参加の動機づけとなるような福祉セミナーや講演会を開催します。

(4) ボランティアの育成

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、地域で活動するボランティアや地域福祉活動の把握に努め、支援を必要とする人などに紹介します。また、ボランティア養成講座などに積極的に参加し、助け合いの意識を高め、具体的なボランティア活動につなげます。ボランティアや住民活動に参加している住民は、活動の内容や楽しさ、魅力を積極的にPRし、まだ参加していない人に活動への参加を呼びかけます。高齢者は、長年培ってきた技術、知恵や経験を地域活動に役立て、次世代に継承していきます。
- ・ボランティアリーダーに対し地域全体で協力し、ボランティアや地域福祉活動が継続して実施できるよう努めます。
- ・自治会やボランティア、地域団体は、地区の行事など定期的に行われている活動について、協働で取り組めるよう工夫し、地域の見守りや学校の行事など、障がいのある人や高齢者が活躍できる機会を設け、子どもから高齢者までの地域のつながりを深めます。また、活動目的や内容が似通った団体は、お互いに協働し、より効率的かつ効果的に活動が展開できるよう工夫します。
- ・社会福祉協議会はホームページ、「社協だより」などを活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけていきます。

- ・社会福祉協議会のボランティアセンターは、ボランティアや地域福祉活動の情報収集・提供、活動場所の開拓・提供、連絡調整など、ボランティア活動を支援し、ボランティアや地域福祉活動団体と協働してボランティア活動の体験機会を充実させ、活動への参加を促進します。また、ボランティアや地域福祉活動団体同士が交流できる機会を定期的に開催し、共同開催の企画、連絡調整、連携支援を行います。
- ・福祉施設などの事業者は、必要に応じてボランティアを受け入れ、地域との交流の機会をつくる工夫をします。

行政の取組

<p>① ボランティア活動参加のきっかけづくり</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動参加へのきっかけとなるよう、町広報紙「ほっとみたけ」、町ホームページ・SNS、ケーブルテレビなど、さまざまな媒体を活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行います。 ・社会福祉協議会と協力して、参加する楽しさや大切さを誰もが実感でき、継続的な活動に発展するよう、開催方法や内容の工夫に努めます。
<p>② 担い手の育成</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・各種ボランティア養成講座を開催し、高齢者、障がいのある人、子育て中の保護者への支援活動などを行うボランティアを育成します。 ・ボランティア活動が活発化し、住民への拡がりを推進するため、社会福祉協議会と協力してボランティアリーダーの育成に努めます。 ・ボランティアリーダーに過度の負担が集中しないよう、団体などの運営方法について適切な助言・情報提供に努めます。
<p>③ 活動場所の確保</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・町のイベント、地域の行事、福祉施設など、積極的にボランティアの受け入れを促し、活動場所の確保に努めるとともに、住民に対して活動の周知に努めます。
<p>④ 高齢者の活躍の場の充実</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢であっても、必ずしも支援を必要とするわけではなく、元気に生活している高齢者も多くいます。地域福祉や環境、観光など幅広い分野で活躍できる人材の活用を図ります。

2 これまでの形にとらわれないサービスのしくみづくり

施策の方向性	行政の取組
(1) 相談支援の充実	① 相談窓口の周知
	② 相談支援体制の充実
	③ 身近な相談体制の充実
	④ 地域のニーズを把握するしくみづくり
(2) 情報提供の充実	① 福祉サービスなどに関する情報提供の充実
	② 人を介した情報提供のしくみづくり
	③ 誰でもさまざまな情報が手に入るしくみづくり
(3) 福祉サービスや支援の確保	① ニーズに応じたサービスの検討
	② 地域で行う子育て支援
	③ 誰もが利用しやすい移動手段の検討
	④ 認知症サポーターの養成と活用
	⑤ サービスを評価するしくみづくり
	⑥ 住民主体の活動に対する支援の充実

(1) 相談支援の充実

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、日頃のあいさつや声かけに加え、自治会活動、ボランティア活動などへ積極的に参加することで地域への理解を深め、困っている人が一人で抱え込んだり、ふさぎ込んだりしないよう、ちょっとした悩みや不安を打ち明けられるような近所付き合いを心がけます。町広報紙「ほっとみたけ」や町ホームページなどを活用し、各相談窓口の把握に努め、近隣で支援を必要とする人に、民生委員・児童委員などに気軽に相談することや各相談窓口を勧めます。
- ・自治会の会合や行事などを活用して、民生委員・児童委員や福祉委員などのネットワークづくりを促進します。
- ・社会福祉協議会や福祉事業者などによる相談支援から、複合的な支援が必要な場合、他の専門機関と連携がとれるように、ネットワークの構築や関係づくりを推進します。

行政の取組

① 相談窓口の周知
<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センター、こども家庭センター、障がい者基幹相談支援センターを北庁舎3階にまとめ、相談者の属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めることができる体制としています。また、相談内容によっては県の相談機関などで対応する場合があります。これらの情報について、継続して町広報紙「ほっとみたけ」や町ホームページ、子育て支援ガイドブックで紹介するとともに、福祉関係者を通じて周知を図ります。
② 相談支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センター、子ども家庭センター、障がい者基幹相談支援センター、子育て支援センターぽっぽかんなど、利用者の増加やニーズの多様化に対応できるよう、各機関の連携を強化するとともに、相談員の研修・学習会の開催の支援に努めます。・寄せられた相談を適切な担当課につなぎ、必要な支援が迅速に講じられるよう、庁内各課の連携を密にします。
③ 身近な相談体制の充実
<ul style="list-style-type: none">・地域の中で身近な存在である民生委員・児童委員などによる相談が利用しやすくなるよう、その活動を啓発するとともに、民生委員・児童委員などが参加する地域活動を支援していきます。
④ 地域のニーズを把握するしくみづくり
<ul style="list-style-type: none">・自治会長会、民生委員・児童委員協議会の定例会等を活用して、地域の課題を共有する場の創出、ボランティア団体や当事者団体との意見交換、住民へのアンケートなどを行い、住民の福祉ニーズ、生活課題の把握に努めます。

(2) 情報提供の充実

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、町広報紙「ほっとみたけ」や町ホームページなどの情報媒体を積極的に活用してサービスの情報収集に努め、福祉サービスなどの情報が口コミで地域に広まるよう、地域住民同士の交流を深めます。
- ・自治会の会合やサロン活動などの情報提供の場づくりに努め、誰でも情報を手に入る環境の創出に努めます。

行政の取組

① 福祉サービスなどに関する情報提供の充実
・町広報紙「ほっとみたけ」や町ホームページ・SNSなどを通して情報提供を行うとともに、公共施設や福祉施設に加え、必要に応じて民間の店舗などにも協力を依頼して、身近な場所で情報が得られるよう工夫していきます。
② 人を介した情報提供のしくみづくり
・福祉サービスに関する情報を伝えるには、町広報紙「ほっとみたけ」や町ホームページだけでなく、人を介した伝達が有効です。情報媒体の充実を図るとともに、会議やお祭りなどのイベントで、地域の住民及び団体、つどいの場を通じた人を介する情報提供の充実に努めます。
③ 誰でもさまざまな情報が手に入るしくみづくり
・手話通訳者・要約筆記者、点訳者などのボランティアの養成を図り、身近なマンパワーを活用するなど情報提供の方法を検討していきます。

(3) 福祉サービスや支援の確保

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、地域でできる見守りや支え合い活動に積極的に参加します。近隣に住むひとり暮らし高齢者の話し相手、ごみ出し、掃除、洗濯、買い物、移動支援など、地域でできる生活課題への支援について、ボランティアなどと協力して取り組みます。認知症の人や障がいのある人、またはその家族を地域で見守り、支援を必要としているときには、民生委員・児童委員などと協力して、適切な相談窓口につながります。
- ・サービス利用における苦情などは、サービス提供事業者などに申し出て協議し、行政による介入が必要な場合には町及び社会福祉協議会の相談窓口に応じます。サービス提供事業者は、第三者委員会の設置や自己評価の実施に努めるとともに、サービスに対する苦情と解決についての情報公開に努めます。
- ・社会福祉協議会では、成年後見制度を補完する事業として、認知症や障がいのために判断能力が十分でない人などが、地域で自立した暮らしを送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業を行っています。成年後見制度と併せて事業の周知に努めます。

行政の取組

① ニーズに応じたサービスの検討
<ul style="list-style-type: none">・ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、孤立している子育て中の親など、地域の課題が複雑化する中、話し相手、安否確認、ごみ出しなどの短時間で行える生活支援サービスのニーズが高まっています。既存のサービスでは対応できないニーズについては、サービス内容を見直すとともに、住民による支援など新たなサービスの開発を検討します。
② 地域で行う子育て支援
<ul style="list-style-type: none">・子育て支援センターぽっぽかんにおいてふれあいサロンなど、世代間交流を通じて地域ぐるみの子育て支援を充実します。・住民同士が互いに助け合いながら子育てする、みたけファミリー・サポート・センターの周知と活用促進に努め、子育てを地域で相互援助することを目指します。
③ 誰もが利用しやすい移動手段の検討
<ul style="list-style-type: none">・車による移動ができない人や移動に困難を感じている人のニーズの把握に努め、誰もが利用しやすく満足度の高い移動手段を検討します。・目や体が不自由になったことで、車の運転ができなくなり、生活に必要な物品の購入などが難しくなった人に対し、商品配達や送迎、訪問によって日常生活を補う、らくだネットを周知し、協力店の確保に努めます。
④ 認知症サポーターの養成と活用
<ul style="list-style-type: none">・あらゆる機会を利用して認知症の理解が深まるよう努めます。・認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成を図ります。さらに、ステップアップ講座を開催することにより、認知症サポーターが地域の見守り支援の担い手として活躍できるよう、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組みである「チームオレンジ」の立ち上げを推進していきます。・認知症サポーターが男女を問わず地域で活躍できる場の創出に努めます。

⑤ サービスを評価するしくみづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスについて、福祉オンブズパーソンが地域住民の苦情に対応し、公正かつ中立な立場で調査を行い、必要な場合はサービス内容を是正するよう要望する制度を実施しています。町広報紙「ほっとみたけ」や町ホームページ、チラシの配布によって制度の周知に努めます。
⑦ 住民主体の活動に対する支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動やボランティア活動などの内容を定期的に発表・情報交換する機会を設けるとともに、住民主体の活動に積極的に協力し、支援していきます。 ・地域住民のアイデアを気軽に提案できる場と雰囲気づくりを意識し、活動に必要な助言が得られる相談窓口を強化するとともに、必要な知識や人脈づくりができるよう各種講座・研修会などを充実させます。 ・地域ボランティア団体やNPO法人の立ち上げや活動の支援を継続し、制度の狭間にある課題や多様なニーズへの対応、きめ細かなサービスの提供を促進します。

3 地域を支える拠点づくり

施策の方向性	行政の取組
(1) 交流活動による地域への関心の向上	① 分け隔てない交流の推進
	② 地域福祉活動を通じた交流の推進
	③ 地域行事を通じた交流の推進
	④ 地域の文化・伝統を伝えるための活動の促進
(2) 地域福祉の拠点づくりの推進	① 既存施設を活用した交流の拠点づくり
	② 空き家を活用した福祉活動の拠点づくり
	③ 相談・情報の拠点づくり

(1) 交流活動による地域への関心の向上

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・サロン活動を通じて、子どもやその保護者、障がいのある人、高齢者の交流の機会を作るなどの工夫をします。
- ・住民は、自治会活動や子ども会活動などに参加し、世代間交流ができるように努めます。特に、伝統行事や祭りに多くの地域住民が参加することにより、地域の大人と子どもなどさまざまな人がふれあい、地域の歴史や文化を学び、継承する機会となります。
- ・自治会や地域活動団体は、地域住民をできるだけ分け隔てなく受け入れる工夫をして、多くの交流機会を創出します。

行政の取組

① 分け隔てない交流の推進
<ul style="list-style-type: none">・未就学児や小中学生が行う社会福祉施設の訪問など、子どもと高齢者、障がいのある人などとの交流の機会を確保します。・地域共生の視点で、年齢の違いだけでなく、障がいのある人や外国人など、分け隔てなく暮らせるように、交流機会を創出します。
② 地域福祉活動を通じた交流の推進
<ul style="list-style-type: none">・高齢者のつどいの場や子育てサークル・子育て支援ボランティアなど、既存の地域活動を活用して、年齢や障がいの有無に関係なく誰もが活動できるよう支援します。
③ 地域行事を通じた交流の推進
<ul style="list-style-type: none">・転入者が地域になじむきっかけとなるよう、こどもまつり、福祉まつり、地域の夏祭りなど、老若男女を問わず参加する地域行事を通じた交流を推進します。
④ 地域の文化・伝統を伝えるための活動の促進
<ul style="list-style-type: none">・地域子ども教室や公民館講座などで地域の中にある優れた技術や経験を、若い人や子どもたちへ教え、見せ、話す機会を提供するよう努めます。

(2) 地域福祉の拠点づくりの推進

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・地域活動団体や住民は、交流の場として、各地区公民館や学校、高齢者いきがい活動支援センター（ふらっとハウス、あっと訪夢）、あゆみ館などの施設を活用し、地域住民が気軽にふれあい、世代間交流ができる拠点づくりを進めます。
- ・自治会長、民生委員・児童委員、ボランティア、地域活動団体は、既存の会合や施設などを活用しながら、地域住民が気軽に相談することや必要な情報を得ることができる拠点づくりに努めます。
- ・社会福祉協議会（ボランティアセンター）は、ボランティア活動や地域活動に関する拠点として、活動に必要な情報提供や支援を推進します。

行政の取組

① 既存施設を活用した交流の拠点づくり

- ・防災コミュニティセンターや子育て支援センターぽっぽかん、高齢者いきがい活動支援センターのふらっとハウスやあっと訪夢などの公共施設、障がい者支援の拠点施設であるあゆみ館などの福祉施設を地域住民の交流拠点として活用し、誰もが気軽に立ち寄ることができる開かれたつどいの場として活用できるよう支援します。
- ・あゆみ館で行われている地域との交流を図るための各種行事や、ぽっぽかんでの世代間交流のできるふれあいサロンなどの活動が継続し、充実するよう努めます。

② 空き家を活用した福祉活動の拠点づくり

- ・人口減少と少子高齢化の進展により空き家は今以上に増加すると予測されます。歩いて行ける身近な場所に誰もが利用できるつどいの場や各種団体の活動拠点としての空き家の活用を検討します。

③ 相談・情報の拠点づくり

- ・社会福祉協議会と協力し、住民の身近なところで、誰もが気軽に利用できる相談・情報の拠点づくりを検討します。

4 包括的支援のしくみづくり

施策の方向性	行政の取組
(1) 包括的なネットワークの構築	① 地域における見守り活動の充実
	② 地域福祉活動ネットワークの構築
	③ 複合的な課題に対応する見守りネットワークの構築
	④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
	⑤ 地域福祉関係団体などとの情報共有
(2) 地域共生社会の基盤づくり	① 地域共生社会の理念の啓発
	② 共生型サービスの普及
	③ 包括的な相談支援体制の整備
(3) 防犯・防災対策の推進	① 子どもたちの見守り活動の推進
	② 事故や犯罪から地域を守る活動の推進
	③ 避難行動要支援者対策の推進
	④ 自主防災活動の推進
	⑤ 災害ボランティアへの支援
	⑥ 福祉避難所の整備
(4) 生活困窮者支援の推進	① 生活困窮者自立支援制度の充実
	② 生活困窮者自立支援制度の周知

(1) 包括的なネットワークの構築

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、地域でともに暮らす人などとあいさつや声かけなどを行い、近隣との関係を深めます。
- ・自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、地域活動団体などは、既存の集会などを利用して互いに連携をとり、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。特に、民生委員・児童委員は、地域福祉を推進する中心的な役割として活動するとともに、住民と行政や支援機関などとのパイプ役を担います。

- ・地域で活動する人や団体、事業者などは、行政や警察などの公的機関と協働します。行方不明高齢者等SOSネットワーク（ほっとねっと）や地域ささえあいネットワークへ積極的に参加し、高齢者や障がいのある人、困りごとがある人を早期発見、早期対応することができるように協力します。
- ・保健、介護、障がい、子育てなど、異なる分野の組織・職種であっても、複合化する課題に対応するため連携を強化し、必要に応じて協力して課題解決を図ります。

行政の取組

① 地域における見守り活動の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がいのある人、困りごとを抱えている人が、できる限り地域で自立した暮らしができるよう、民生委員・児童委員などの訪問に加え、地域住民の日常的な見守り活動を推進します。
② 地域福祉活動ネットワークの構築
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する人たちが情報を共有するため、定期的な交流会を開催できるよう努めます。情報の共有により、協働で課題に対応することができるしくみづくりを進めます。
③ 複合的な課題に対応する見守りネットワークの構築
<ul style="list-style-type: none"> ・地域ささえあいネットワークや行方不明高齢者等SOSネットワーク（ほっとねっと）など、行政や警察、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、地域の商店などが参加する既存のネットワークを活用し、複合的な課題に多分野で対応するネットワークの構築を目指します。
④ 地域包括ケアシステム等による地域づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムなど、高齢者や障がいのある人が安心して地域で生活することができるよう、包括的な支援体制の整備を段階的に進め、保健・医療・介護・福祉に関わる専門機関、その他さまざまな分野の多職種連携を強化するとともに地域課題の把握や地域づくりを推進します。
⑤ 地域福祉関係団体などとの情報共有
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する各種団体などと情報交換を行い、町の施策に反映していくとともに、団体などの活動への支援を行います。また、地域の理解や協力が必要な内容については、共通認識を持つことができるように情報を伝えていきます。

(2) 地域共生社会の基盤づくり

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、地域共生社会の理念を理解し、地域福祉活動や近隣での見守りなど、住民の主体的な支え合いを進め、安心して暮らせる地域を目指します。
- ・介護保険サービス事業者や障がい福祉サービス事業者は、高齢者や障がいのある人のニーズに合わせて、共生型サービスの創設や基準該当サービスの登録に努めます。

行政の取組

① 地域共生社会の理念の啓発

- ・年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての住民が支え合いの重要性や地域の課題に対し当事者として向き合うことの必要性を理解し、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域で共に創っていく地域共生社会の理念を、さまざまな機会を利用して啓発していきます。

② 共生型サービスの普及

- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から介護保険と障がい福祉サービスの両制度に共生型サービスが設けられ、障がい福祉サービス事業所などであれば、介護保険事業所の指定も受けやすくするなど、障がい者・高齢者を柔軟に受け入れられるしくみが導入されました。今後、町内事業所における共生型サービスの普及に努めます。

③ 包括的な相談支援体制の整備

- ・福祉課題は複合化し、高齢者、障がいのある人、子どもなどといった従来の福祉制度の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なケースが見られます。それらに対応する包括的な相談支援体制の整備を進めていきます。

(3) 防犯・防災対策の推進

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、地域の防犯に関心を持ち、自治会や防犯ボランティアなどと連携し、地域の防犯活動、防犯パトロールに取り組みます。また、子どもの安全を守るため、学校安全サポーター、安全ふれあいサポーター、地域を見守る人たちなどに積極的に参加していただき、子どもの非行を見て見ぬふりをせず、家庭、学校、地域と連携して対応します。

- ・地域の商店などは、子ども110番の家など、危険を感じた際に助けを求めることができる緊急避難所に協力します。
- ・高齢者の交通事故が増加しています。交通安全教室に参加するなど、交通ルール・マナーを徹底し、交通事故のない安全な地域をつくります。
- ・住民は、定期的な防災訓練に積極的に参加し、訓練や日頃の近所付き合いなどで、避難に支援が必要だと思われる人を把握します。災害時には、高齢者や障がいのある人、子どもやその親など、ともに被災した人に理解を示し、必要な手助けを積極的に行います。
- ・自治会や自主防災組織が中心となり、避難行動要支援者の把握、災害時の支援体制を構築します。また、行政、学校、事業所などと連携し、本番を想定した実効性の高い防災訓練に努めます。
- ・社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの活動支援を行います。

行政の取組

① 子どもたちの見守り活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれることを防止するため、学校安全サポーターや地域を見守る人たちなどの活動の支援や情報交換会の開催を支援します。 ・子どもを巻き込んだ犯罪などを未然に防ぐため、子ども110番の家などの危険に遭遇した際に駆け込める緊急避難所情報の共有を図るとともに、不審者対応に係る訓練を展開します。
② 事故や犯罪から地域を守る活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・空き巣や特殊詐欺など犯罪の発生状況や手口の特徴・対応策などを周知し、犯罪から身を守るための教室の開催、町内巡回パトロールを実施します。 ・安心・安全なまちづくりのために危険箇所の把握に努め、防犯灯の設置に対する補助金の交付など安全確保に必要な支援を継続して実施します。 ・可児警察署や交通指導員とともに、子どもや高齢者の交通安全の確保、意識の向上のため、交通安全教室、交通指導などを推進します。

③ 避難行動要支援者対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などが災害時に支援を受けられるよう、自治会、民生委員・児童委員などを中心に個人情報の保護に留意しながら、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者の把握を行います。また、自治会や自主防災組織と連携して、要支援者を避難させる体制の構築を支援し個別避難計画の作成を推進します。
④ 自主防災活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する正しい知識の普及と啓発を図り、自治会単位で行う防災訓練などの支援及び自主防災組織や防災ボランティアの育成・指導に努め、地域防災の活性化を図ります。 ・御嵩町防災アカデミーを開講し、自助・共助の原則をもとに、災害に対する正しい知識や技術を習得し、平時において地域の防災訓練、研修で活躍し、災害時には避難所運営などを担う御嵩町防災リーダーを育成します。また、防災リーダー会を支援し、フォローアップに努めます。
⑤ 災害ボランティアへの支援
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターにより、災害情報の提供、情報収集とニーズの対応を行い、ボランティアの支援を行います。
⑥ 福祉避難所の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に要介護者、集団生活が困難な障がいのある人などが安心して避難生活を送れるよう地域の社会福祉施設などと協定を結び、福祉避難所を確保するとともに、福祉避難所に係る各サービス事業者と協議し、福祉避難所運営マニュアルを作成します。 ・医療機関と連携を図り、災害時の薬剤などの供給体制を構築します。

(4) 生活困窮者支援の推進

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民や地域の事業者が、生活困窮者への理解を示し、地域の一員として迎えることが、大きな支援のひとつとなり、できる範囲で地域における役割の創出や就労の機会の提供を進めます。
- ・民生委員・児童委員は、生活困窮者の身近な相談者として必要な知識を学び、情報提供を図ることができるよう、研修などの実施を検討します。

行政の取組

① 生活困窮者自立支援制度の充実

- ・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活に困窮している人の早期把握に努め、岐阜県社会福祉協議会生活支援・相談センター（中濃・飛騨支所）などの相談機関へつなぎ、それらの機関と連携を図って支援を行います。

② 生活困窮者自立支援制度の周知

- ・生活困窮者は、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動できない場合があります。住民や民生委員・児童委員、自治会、地元企業などに生活困窮者自立支援制度の情報を提供し、地域での理解啓発を推進します。

第7章 重層的支援体制整備事業

かつて日本社会を特徴づけていた社会のあり方が変わり、それに伴って国民生活も変化する中で、様々な支援ニーズとして表れてきています。そして、これまでの福祉政策が整備してきた、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、人びとが持つ様々なニーズへの対応が困難になっています。

重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

なお、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5で定められている「重層的支援体制整備事業実施計画」を別に定め、本町の実情に合わせ、地域福祉、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、生活困窮者に対する福祉の各分野に関わる相談機関、資源の活用のみならず、協働の推進、居住支援、防災・防犯、交通政策、健康づくり、多文化共生、教育などの様々な分野と連携を強化するとともに、重層的支援体制整備事業が適切かつ効果的に実施できるよう、その体制整備を進めます。

1 重層的支援体制整備事業の実施

(1) 断らない相談支援

- ① 相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、包括的に受け止める相談支援を行います。
- ② 複雑化・複合化した相談に対する支援関係機関の連携・調整（多機関協働）を行います。
- ③ 必要な支援が届いていない人に出会って関わっていく支援（アウトリーチ）を行います。

(2) 参加支援

相談者の状態に合わせ、地域資源を活用しながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援を行います。

(3) 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を行います。

2 重層的支援体制整備事業の推進体制

(1) 重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催します。重層的支援会議は、案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催とします。また、本人同意が得られない段階で支援体制の検討が必要な場合などにおいては、守秘義務を課した支援会議を実施して円滑な支援につながるよう努めます。

(2) 重層的支援調整会議

庁内関係機関と社会福祉協議会が参加する重層的支援調整会議を開催し、各事業の実施状況等の確認及び評価と実施方法等の見直しについて協議を行い、支援関係機関の連携を図り、円滑な事業実施に努めます。

(3) 庁内関係機関連携体制の構築

相談を受けた窓口では対応できない案件を適切な機関につなぐためのリストと相談受付シートを整備し、断らない相談支援を行うように努めます。

第8章 その他関連計画

1 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分となった人が財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みです。本町においても、今後、高齢化が進むことにより、認知症高齢者の増加や援助者の不在などから、福祉サービス利用や日常的な金銭管理等についての相談が増えてくることが予想されます。そのため成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進し、町民の権利擁護を充実していく必要があります。

令和2年4月に開設した、御嵩町権利擁護センターでは、権利擁護に関する相談・支援を行っていますが、この機能を強化することで、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、その人らしい生活をしていけるように支援を充実していくため、下記の取組を行います。

(1) 成年後見制度利用支援事業の実施

判断能力が不十分な身寄りのない人を支援するため、必要により町長による後見開始の審判請求とその費用の助成を行っていきます。また、関連機関との連携を図りながら成年後見制度の周知を図ります。

今後は、権利擁護に関する様々なケースが現れてくるものと考えられ、専門職による支援のみならず、専門職以外の住民による支援も含めた権利擁護システムの構築を目指します。

(2) 日常生活自立支援事業の実施

判断能力に不安のある人が、地域で自立した生活が送れるよう、町社会福祉協議会との連携を強化しながら、制度のさらなる周知と利用促進を図ります。

(3) 御嵩町権利擁護センターの機能強化と権利擁護に係るネットワークの構築

判断能力に不安のある高齢者等が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、御嵩町権利擁護センターを強化し、成年後見制度に関する相談、成年後見制度の利用支援、権利擁護に関わる人材の育成など、権利擁護に関する各種事業を推進します。

また、広域的な連携により、法律・福祉・医療の専門職や関係機関等が連携するネットワークを構築します。

(4) 虐待防止の推進

① 予防と発見

虐待が疑われる時は、相談・通報してもらえよう住民の関心を高めるため、虐待防止の啓発や虐待相談窓口等の周知をするとともに、介護支援専門員など関係機関に対して、虐待の早期発見、通報についての周知・啓発に努めます。

② 早期対応と支援

虐待や虐待の兆候が発見された場合、早期に相談や救済支援が行えるよう、地域包括支援センターをはじめ関係機関が連携して早期に相談や救済支援が行えるよう体制を整えます。

③ 介入と緊急対応

虐待の状況が深刻で、このまま放置できないと判断した場合は、引き続き、関係機関と連携・協議し、各事業を利用し、避難という対応をしていきます。

2 再犯防止推進計画

岐阜県における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は、約4割台で推移しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

こうした人の中には、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況となったり、地域社会に戻っても必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。

犯罪や非行をした者が立ち直るためには、地域の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させず、社会復帰を、関係機関が協力連携して支援していく仕組みを構築していく必要があります。

本町では、再犯防止推進法第8条第1項に定める市町村計画を地域福祉推進計画に包含し、関係する行政サービスと一体的に推進するため、下記の実施を行います。

(1) 社会を明るくする運動の支援

保護司会が中心となって実施される、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を支援します。

(2) 更生保護団体などへの活動の支援

更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動などに対する支援や、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。

(3) 生活困窮者自立相談支援事業の実施

生活上の困りごとや悩みを抱える人の相談を通して問題を整理し、相談者とともに解決を図ることで、自立した生活が送れるよう支援を行います。

(4) 家計改善支援事業の実施

専門の支援員が、相談者の家計の収支を一緒に見直しながら、安心できる家計を目指します。

(5) 就労準備支援事業の実施

社会に出ることや就労、人とのかわりに不安がある人に、それぞれの目標に向けた軽作業などのプログラムを用意してサポートします。

第9章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進主体と連携の促進

地域福祉を推進するのは一人ひとりの住民です。地域の課題解決にあたっては、住民が自らの手で解決できることは自ら行う「自助」と、住民同士が助け合って課題解決を図る「共助・互助」の2つの考え方が基本となります。行政の役割はそれを支援することと、住民とともに課題解決を図る協働の場やしくみを整えることです。

家族や隣近所など身近なところからはじまって、地域、町全体と、重層的で大きな支え合いの輪をつくるのが地域福祉の目的であり、ひいては誰もが安心して暮らせる<まち>をつくることにつながります。

したがって、本町の地域福祉を推進するための指針である本計画の実施主体は、地域住民、各種団体、事業所、社会福祉協議会、行政などを包含したすべての住民であり、お互いに連携し、一緒に取り組むことが重要です。

(2) 庁内の推進体制

本計画は、福祉はもとより、教育、防災、防犯、まちづくり、生活環境などさまざまな分野にわたっています。このため、福祉課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

(3) 社会福祉協議会との連携

地域の課題を解決するためには福祉関係者、ボランティア、地域住民と協働した施策の展開が求められます。社会福祉法第109条で、地域福祉の中心的な担い手として位置付けられている社会福祉協議会との連携を強化し、その事業や活動について、支援していきます。

(4) 各種地域組織・団体などとの連携

本計画を多様な主体と協働して推進するため、民生委員・児童委員をはじめ地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。

2 計画の進行管理

計画の進捗状況を客観的に把握し、評価するために、御嵩町地域福祉計画等策定委員会において進行管理を行っていきます。計画期間中、年度ごとに進捗状況をチェックするとともに、令和10年度には総括的な評価を行います。

3 計画の周知

地域福祉を推進するためには、できる限り多くの住民の理解と参画が必要となります。そこで、町広報紙「ほっとみたけ」や町ホームページなどを通して、本計画の趣旨や地域福祉に関する情報提供を行い、住民が主体的に活動できるような環境を整えていきます。

プログラムのコメント用資料

パブリックコメント用資料

第4次御嵩町地域福祉計画（案）

令和6年3月

発行_御嵩町

編集_御嵩町民生部福祉課

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町1239番地1

TEL 0574-67-2111

FAX 0574-67-1875